

「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」【概要】 (令和4年12月14日「高等教육の修学支援新制度の見直し方検討会議」報告)

1. 機関要件の審査について

(1) 経営に係る要件の見直し

<改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

- ①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること
- ②直前年度の貸借対照表の「運用資産－外部負債」がマイナスであること

2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること
但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること
但し、地域の経済社会にとつて重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

(2) 総合知に係る取組への反映

入試科目の見直し、入学後の文理横断型の教育、複線的・多面的な学び、全学的なデータサイエンス教育等の総合知を育成するための学生の学びの充実に向けた取り組みについて、機関要件確認申請書類の様式に記載事項欄を追加し、こうした取組を実施している場合には各学校が記載することで、情報公開を進め、学生を含む外部の評価を促すこととする。

2. 中間層への拡大について

(1) 拡大の対象（基本的な枠組み及び優先順位）

- 現在、修学支援新制度の対象となっていない中間層所得層（負担軽減の必要性の高い多子世帯や理学・工学・農学系の学部で学ぶ学生等）への対象範囲の拡大については、現行の3段階の支援区分に加え、新たに4番目の支援区分を設ける。
- 新たな4番目の支援区分の具体的な所得基準や支給額については、今後、財源と併せ政府において検討。
【参考1】高等学校等就学支援金における私立高校等の加算の年収上限：約600万円（両親（一方が就労）、子供2人の家族構成の場合）
【参考2】高等教育の修学支援新制度の満額の1/4（私大自宅外の場合）：40.2万円（cf. 高校就学支援金（私立高加算含む）：39.6万円）
- 中間所得層の支援対象については、財源確保とのバランスをとつて議論を行うため優先順位を付けることが必要である。優先順位付けにあたっては、政府としての大きな課題である「少子化対策」、「デジタルやグリーンなど成長分野の振興」に資するものとする。
- 少子化対策の観点からは子供の数3人以上の多子世帯（「2人」という意見もあつたが少子化対策上の効果を重視）
- デジタルやグリーンなど成長分野の振興の観点からは、（社会実装には幅広い分野の人才が必要であるものの）より関連の強い、理学・工学・農学系とする。なお、国公立より私立の方が授業料などの負担が重い実態を踏まえる必要。

(2) 多子世帯の考え方、(3) 理学・工学・農学系の範囲

- 支援の対象とする「多子世帯」については、「大学等に在籍する学生の世帯に、学生本人含め「扶養される子供」が3人以上いること」とする。
- 具体的な理学・工学・農学系の特定方法については、大学・短期大学・高等専門学校の場合は、学部又は学科を単位とし、学位の分野が「理学」、「工学」、「農学」の学部・学科を対象とする。学際分野については、学位の分野に「理学」、「工学」、「農学」が含まれていれば対象とする。専門学校の場合は、学科を単位とし、学科の属する分野が「工業関係」、「農業関係」の学科を対象とする。

3. 今後の検討課題

(状況の推移を踏まえた機関要件の見直し)

- 人口減少社会のなかで、質の高い高等教育と全国各地の高等教育の選択肢の確保との両立を図るべく、学 生個人に対する修学支援の制度のみならず高等教育行政全体で取り組んでいくとともに、本制度の機関要 件においても状況の推移を踏まえながら必要に応じて見直しを検討していくことが望ましい。

(少子化対策としての修学支援)

- 複数の団体や本検討会議からうは、所得制限を設けることなく多子世帯支援を進める声が上がっているが、 その実現には恒久的な財源の確保が必要である。政府においては、日本社会の根幹を搖るがしつつある少 子化問題に、どのような形で対応するのが有効であるか、引き続き検討を進めたい。

(大学院段階も含めたシームレスな支援)

- 大学院段階における新たな仕組みの創設も提言される中、大学院も含めたシームレスな支援体制が望まれ る。また、義務教育段階や高等学校段階も含め、修学支援が学校教育段階を通じて一貫して行われており、 安心して学べる環境にあることを広く周知する必要。

本報告の制度の改善、見直しの提言については、福祉など他の行政分野や、地方公共団体などとも連携しつ つ、総合的な視点から取り組んでいくことが重要。

(参考) 高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議について

<検討内容>

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方にについて」（令和4年5月10日教育未来創造会議第一次提言）及び「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日）を踏まえ、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）の今後の在り方にについて検討を行う。

<検討体制>

赤井 座長	伸郎 大村 千葉 仁科 福原	秀章 茂 紀彦 祐貴 室橋 吉岡	国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科長 愛知県知事、全国知事会 文教・スポーツ常任委員会委員 学校法人片柳学園理事長 国立大学法人愛媛大学学長 日本私立学校振興・共済事業団理事長 日本若者協議会代表理事 独立行政法人日本学生支援機構理事長	(役職)(はR4. 8. 24現在)
-------	----------------------------	---------------------------------	--	--------------------

<検討経緯>

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1回 | 令和4年 8月24日 | 高等教育の修学支援新制度の現状について
教育未来創造会議第一次提言について |
| 第2回 | 令和4年 9月26日 | 学生を保護する観点からの機関要件の厳格化について
学生の学びの充実に向けた機関要件の活用について |
| 第3回 | 令和4年10月18日 | 理工系及び農学系の学生等への支援拡充について
多子世帯への支援拡充について |
| 第4回 | 令和4年11月14日 | 機関要件の見直しに関するヒアリング |
| 第5回 | 令和4年12月12日 | 高等教育の修学支援新制度の見直しについて（報告案） |